

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名	秋田県東成瀬村
本事業の担当部局名	企画課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	都道府県主導型市町村連携コース							
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	東成瀬村結婚新生活支援事業費補助金			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和5年度			
総事業費(A)(円)	2,100,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	2,100,000			
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	2,100,000							
費用内訳 (円)	個別事業の内容のとおり							
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 本村の少子化は、親世代が減少していることがひとつの要因と考えられます。これまでも、子育て支援や子育て環境の整備などを行っているが、婚姻数・出生数は減少しているのが現状です。そのため、引き続き経済的負担の軽減や保育環境の充実により子育て支援を推進するとともに、結婚の支援など、婚姻数と出生数の増加を目指します。 <本個別事業の位置付け> 地域における少子化対策の強化を図るため、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助する。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【対象費用】							
	☐	住宅取得費用	☐	住宅リフォーム費用	☐	住宅賃借費用	☐	引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載							
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満					
		自治体独自基準						
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯					
		自治体独自基準						
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載							
	29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円					
自治体独自基準								
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円						
	自治体独自基準							
【その他独自要件】								

2. 申請見込

①新規世帯見込

上記のうち	4	世帯
ともに29歳以下	2	世帯
その他	2	世帯

②継続補助世帯見込

(継続補助規定の有無)

1	世帯
有	

【世帯数積算根拠】

・令和5年度支給実績を引用するとともに婚姻世帯増への期待も含む。

(参考)

【令和6年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込	4	世帯
～12月(実績)	3	世帯
1月～3月(見込)	1	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	2	世帯	×	600,000	円	=	1,200,000	円
(その他)	2	世帯	×	300,000	円	=	600,000	円
				(継続補助)			300,000	円
				合計			2,100,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

3. 広報の実施予定

・東成瀬村広報4月号又は5月号で周知する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	年間婚姻数		組	10 (R7年度)	5 (R5年度)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			1.18 (R1年度)	
	婚姻件数		件	5 (R5年度)	
	婚姻率			1.33 (R1年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	75 (R5年度)	100 (R5年度実績)
	(アウトカム)				
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100 (R7年度)	50 (R5年度実績)
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	50 (R5年度実績)